

浄化槽を安心して 使用するために…

法定検査を
受けましょう

子供たちの未来のために健康で美しい水環境を…

*Let's preserve the
beautiful rivers and sea.*



公益社団法人 **北海道浄化槽協会**

[URL] <https://www.hjk.or.jp/>

札幌検査事務所	札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号	TEL 011-814-6811
旭川検査事務所	旭川市永山7条3丁目1番2号	TEL 0166-48-7470
釧路検査事務所	釧路市文苑4丁目1番2号	TEL 0154-38-2373
帯広検査事務所	帯広市西16条南6丁目30番23号2F	TEL 0155-41-3395
函館検査事務所	北斗市七重浜7丁目9番14号	TEL 0138-49-7769



浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽管理者(設置者)には、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務が定められています。

その1 保守点検 保守点検とは、浄化槽の健康管理です。

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する施設ですから、まさに「生き物」です。微生物が活躍しやすい状況を常に保つ必要があります。特に微生物に酸素を供給するブローなどは休みなく連続運転されていますから、定期的な点検が必要となります。また、消毒薬等の消耗品は定期的に補給、交換が必要です。

さらに、各装置の点検を行うことにより、浄化槽の清掃を行うべき時期を判断することも保守点検の大切な役割です。このように保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つ上で極めて重要です。

保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。北海道知事または政令市(札幌市・小樽市・函館市・旭川市)においては市長に登録している専門業者に委託してください。

その2 清掃 清掃とは、浄化槽に発生した汚泥などの引き出し、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄、掃除などの作業を言います。

スラムや汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がなされなかったり、悪臭の発生する原因となったりします。このようなことにならないために、スラムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となります。清掃とは、このような作業のことを言いますが、浄化槽を適切に維持管理していく上で、とても重要な作業です。清掃は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。市町村長の許可を受けている専門業者に委託してください。

その3 法定検査 法定検査とは、浄化槽の健康診断です。

浄化槽の状態が正常でないと、公共用水域の汚染を引き起こす場合があります。

このため、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能しているかどうかを確認するため、知事の指定する検査機関(指定検査機関)の検査を受けることが義務付けられています。

第7条検査(設置後等の水質検査)

新たに設置された浄化槽については、浄化槽法第7条の規定により、その使用開始から3ヶ月(機能が安定するのに必要な時間)を経過した後5ヶ月以内に、指定検査機関による検査を受けなければなりません。これは浄化槽が適正に設置されているか、また機能を十分に発揮しているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的にしています。

第11条検査(定期検査)

浄化槽法第11条の規定により、全ての浄化槽は、毎年1回、指定検査機関による検査を受けなければなりません。

これは浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的にしています。

検査手数料

浄化槽処理 対象人員	浄化槽法第7条の規定による検査	浄化槽法第11条の規定による検査	
	合 併	単 独	合 併
5人～ 20人	14,000 円	7,000 円	9,000 円
21人～ 50人	18,000	11,000	13,000
51人～100人	21,000	13,000	14,000
101人～300人	30,000	20,000	
301人～500人	40,000	30,000	
501人～	50,000	42,000	

浄化槽との上手な付き合い方



便器の清掃には、強い酸やアルカリの洗剤を使わないでください

強い酸やアルカリが入ると、浄化槽の中で働く微生物が死んだり弱ったりして、せっかくの機能が台無しになることがあります。



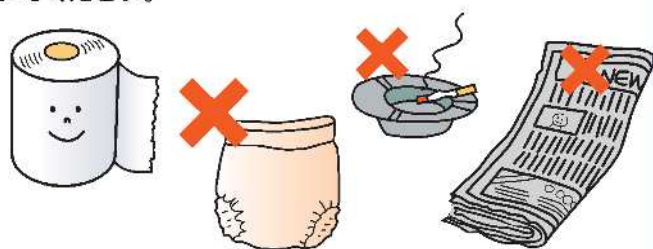
台所から油分などは流さないでください

台所から天ぷら油や野菜のくずなどは、流さないでください。鍋や皿の油污は紙で拭いてから洗うと、浄化槽にとってより効果的です。



トイレットペーパーをお使いください

水に溶けないティッシュ、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品などは、詰まり防止のため絶対に流さないでください。



電源は絶対に切らないでください

ブローワーは空気を送り込む重要な役目をしています。これが止まると、槽内の微生物が死んでしまうため汚水が浄化されず悪臭を放ちますので、電源は絶対に切らないでください。



カビ落とし剤・漂白剤の使用は控えてください

カビ落とし剤・漂白剤は強力です。使い方によっては微生物を殺してしまうことがあります。適度に使って、使用後は十分に水を流しておくようにしましょう。



浄化槽の上に物を置かないでください

いつでも、すぐに点検や清掃ができるようにしておきましょう。



マンホール周辺での注意

マンホールのフタがずれていたり開いていることのないようにきちんと閉めてください。鍵のかかるマンホールは必ず鍵をかけてください。特に小さいお子さんには、マンホール上や送風機付近では絶対遊ばせないように注意してください。



ディスポーザーの使用について

北海道では一般の浄化槽でのディスポーザーの使用は、認められておりません。

※大臣認定を受けたディスポーザー対応型の浄化槽であれば、使用は可能です。



法定検査についての



Q

業者に依頼して定期的な検査や保守点検、清掃を行っていますが、なぜ法定検査が必要なのですか。

A

浄化槽をより良い状態に維持していただくために、法律で「保守点検」や「清掃」のほか、これらが適正に行われ、**浄化槽が正常な性能を発揮**しているかを知事の指定する**検査機関で「検査」**することが定められています。（このパンフレットに「浄化槽管理者の3つの義務」として記載しています。）なお、検査を受けない場合には、浄化槽行政を所管している北海道知事又は市町村長から浄化槽の管理者の方に**指導や命令等**が行われる場合があります。

Q

浄化槽の「保守点検業者」に「法定検査」をしてもらうことはできませんか。

A

法定検査の目的は、浄化槽の保守点検などが適正に行われていることや水質の保全が図られていることを確認するための検査です。このため、**公正な立場にある第三者機関**が法律に基づき検査する必要があるため、保守点検業者が法定検査をすることは認められていません。

浄化槽 の「管理者名変更」は **報告** 、 「廃止」・「休止」・「再開」は **届出** が必要です。

■ 浄化槽が設置されている家や事務所等の名義変更（「譲渡・売買」など）

- ✓ 浄化槽の管理者名が変わるため、新しい管理者が「**浄化槽管理者変更報告書**」を提出
- ✓ 浄化槽を適切に維持管理するためには、保守点検、清掃業者との契約が必要

■ 家や事務所等の立て替えや取り壊し、下水道への接続により浄化槽を廃止

- ✓ 浄化槽の最終清掃を実施して「**浄化槽使用廃止届出書**」を提出

■ 引っ越しなどで家や事務所等を長時間使用しないため（1年以上が目安）浄化槽の使用を休止

- ✓ 浄化槽内の汚泥を引き抜き消毒剤撤去、清掃し水道水で張り水等（その後ブローの電源off）
- ✓ 「**浄化槽休止届出書**」「**清掃記録票**」を市町村または振興局に提出
（法律に基づく検査、保守点検、清掃の実施が免除）
- ✓ 使用を**再開**した場合は必ず「**浄化槽使用再開届出書**」を提出

※ **書類の提出先**は、お住まいの地域によって、**市町村または振興局**となります。

※ ご不明な点がございましたら、最寄りの「市町村」、「振興局」、「（公社）北海道浄化槽協会各検査事務所」にお問い合わせ願います。